

千葉県土砂等の埋立て等による

土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

に基づく許可申請に係る審査基準

令和7年5月

千葉県君津地域振興事務所

千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 に基づく許可申請に係る審査基準

第1 一般的事項

1 趣旨

この基準は、千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉県条例第12号。以下「条例」という。）に基づく申請により求められた許可を行うかどうかを判断するために必要となる基準を定めるものとする。

2 基準の取扱い

この基準は、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第3項の規定により、千葉県環境生活部ヤード・残土対策課及び各地域振興事務所地域環境保全課での備付け、千葉県ウェブサイトへの掲載その他の適当な方法により公にすることとする。

3 用語の定義

この基準において用いる用語の定義は、条例及び千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成9年千葉県規則第81号。以下「規則」という。）の例によるほか、以下のとおりとする。

（1）土砂等（条例第2条第1項、規則第5条第1項別表第2）

土砂等とは、土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいい、人為的な処理や操作による成分の変更やこれによる化学的変化等に伴う有害物の混入のおそれが少なく一定の安定した性状を有する自然物をいう。

混入し、又は吸着した物とは、植物遺体、石、元素成分等をいう。

次に掲げるものは「土砂等」に該当しない。

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物
- イ 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成30年千葉県条例第45号）第2条第1項に規定する再生土
- ウ 放射性物質によって汚染されたもの

(2) 特定事業（条例第2条第2項）、特定事業区域（条例第10条）

特定事業とは、土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為（以下「土砂等の埋立て等」という。）に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときには、当該事業を行う区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。

特定事業区域とは、特定事業に供する区域とする。

【特定事業に該当する土砂等の埋立て等の例】

事業を行う区域外で発生（工事現場A）、又は採取された土砂等（砂利採取場A）を使用し、3,000平方メートル以上の土砂等の埋立て等を行う場合

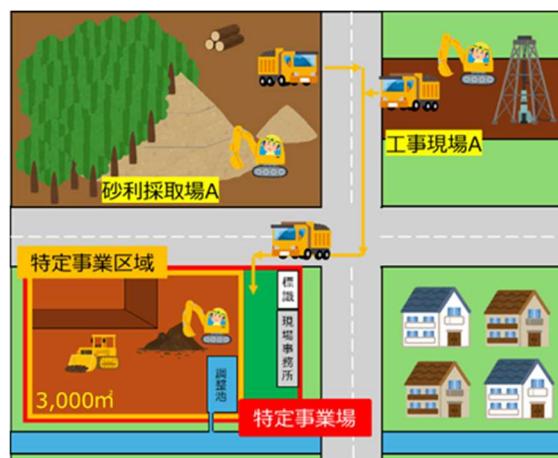


図 1

なお、土砂等の埋立て等の一体性については、次に掲げるものを勘案し、個々の状況に応じて、総合的に判断する。

ア 事業者同一性（図2参照）

事業者が実質的に同一主体と認められる場合をいう。



図 2

例：A社、B社、C社が関連会社であり、
土砂等の埋立て等に供する面積を合計すると、
3,000平方メートル以上となる。

イ 物理的一体性（図3参照）

複数の土砂等の埋立て等が隣接している等、一体と見なせる場合をいう。

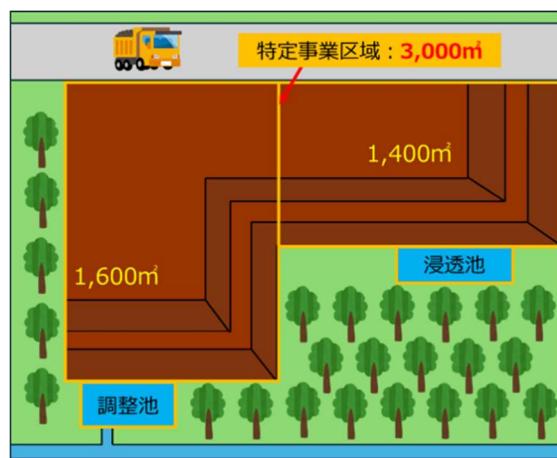


図 3

例：複数の土砂等の埋立て等を「隣接」して行い、
外形上一体の構造を形成し、その面積を合計
すると3,000平方メートル以上となる。

ウ 機能的一体性（図4参照）

同じ目的をもって複数の土砂等の埋立て等が行われる土地が利用され、相互に関連している場合をいう。



図 4

例：太陽光発電施設の設置を目的とし、かつ搬入路や排水施設を共用する計画であり、各土砂等の埋立て等に供する面積を合算すると3,000平方メートル以上となる。

エ 時期的近接性（図5参照）

土砂等の埋立て等が行われた時期が近い場合をいう。



図 5

例：土砂等の埋立て等を複数回に分けて行い、最終的に3,000平方メートル以上となる。

【特定事業に該当しない土砂等の埋立て等の例】

事業を行う区域内で発生した土砂等のみを使用し、3,000平方メートル以上の土砂等の埋立て等を行う場合



図 6

(3) 特定事業場（条例第11条第2項第5号）

特定事業に供する施設及び特定事業区域をいう。

特定事業に供する施設とは、次に掲げるものをいう。

ア 標識（条例第19条第1項、規則第13条第1項、同条第2項）

イ 現場事務所（条例第11条第1項第3号）

ウ 搬入路

特定事業区域以外の地域で発生し、又は採取された土砂等を特定事業区域へ搬入するための通路をいう。

なお、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道等の公共の用に供されている道路（法定外道路は除く。）はこれに該当しない。

エ 特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設

例：調整池、浸透池、排水溝、集水枡

オ 特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害発生防止措置に係る施設

例：調整池、浸透池、擁壁、崖面崩壊防止施設、

排水溝、集水枡

カ その他

例：管理用通路、立入防止柵、門扉

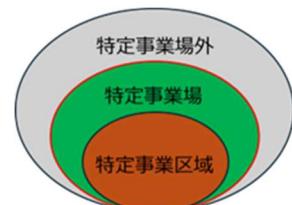


図 7

特定事業場と特定事業区域の関係図

第2 特定事業許可申請の審査基準

条例第11条第1項の規定による特定事業の許可の申請に係る審査基準は、次のとおりとする。

1 申請者の要件（条例第12条第1項第1号）

申請者が、以下の（1）から（9）までのいずれにも該当しないこと。

（1）不適正な土砂等の埋立て等により命令を受け、必要な措置を完了していない者（第12条第1項第1号イ）

条例第8条第2項若しくは第3項、第23条又は第25条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者。

ア 必要な措置とは、上記規定による命令書に記載された内容をいう。

イ 完了とは、命令を受けた者によって必要な措置（命令書に記載された内容）が講じられていると知事又は地域振興事務所長が認めた状態をいう。

ウ 命令を受けた者以外の者が必要な措置を講じた場合の取扱いについて

（ア） 土地所有者等が必要な措置を完了した場合（命令を受けた者から委任を受けて必要な措置を完了した場合を除く。）は、特別な事情がない限り、当該命令を受けた者は「必要な措置を完了していない者」に該当する。

（イ） 行政代執行法（昭和23年法律第43号）その他関係法令の規定により行政庁が自ら必要な措置を実施した場合、当該命令を受けた者は特別な事情がない限り、「必要な措置を完了していない者」に該当する。

（2）特定事業の許可の取り消しを受け、一定期間を経過しない者（第12条第1項第1号ロ）

条例第24条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る千葉県行政手続条例第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第24条第1項第3号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

これらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものとは、法人の業務を執行する権限はないものの、法人に対する実質的な支配力を有する者をいい、例えば、相談役、顧問等の名称を有する者、法人に対し多額の資金を有することに乗じて法人の経営に介入している者又は100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者が該当する。

(3) 特定事業の停止命令を受け、その停止期間を経過しない者

(第12条第1項第1号ハ)

条例第24条第1項の規定により特定事業の停止命令を受け、その停止の期間が経過しない者。

(4) 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（第12条第1項第1号ニ）

特定事業の施工に際し、申請者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者。

以下の例示に該当する行為等の有無により、県民の生活の安全の確保及び県民の生活環境の保全を担保する観点から総合的に判断する。

ア 「不正な行為」とは、条例ほか、特定事業の実施にあたり関係法令に違反する行為をいう。

例①：特定事業の施工に際し、関係法令の許認可等を要する場合に、当該関係法令の許可申請書等を提出していない。

例②：繰り返し条例に基づく許可の取消処分を受けている。

イ 「不誠実な行為」とは、条例の目的である県民の生活環境の保全に影響を及ぼす行為をいう。

例：合理的な理由もなく、地域住民に対して特定事業の計画概要や地域の環境保全上の留意点の説明を行わない。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者（例えば、自己又は自社と友誼関係にある暴力団の威力を相手方に認識させることにより、その影響力を利用するため、自己又は自社と友誼関係にある者が暴力団員であることを告げ、若しくは暴力団の名称入り名刺等を示し、又は暴力団員に対し暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条各号に定める暴力的 requirement 行為の要求等を行った者）

エ 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与

している者（例えば、相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、自発的に用心棒その他これに類する役務の有償の提供を受け、又はこれらのものが行う事業、興行、いわゆる「義理ごと」等に参画、参加し、若しくは援助している者）

オ その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な特定事業の遂行を期待し得ないと認められる場合

（5）千葉県暴力団排除条例（平成23年千葉県条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等（第12条第1項第1号 ホ）

（6）営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）が上記（1）～（5）のいずれかに該当するもの（第12条第1項第1号 ヘ）

（7）法人でその役員又は規則で定める使用人のうちに上記（1）～（5）のいずれかに該当する者のあるもの（第12条第1項第1号 ド）

（8）個人で規則で定める使用人のうちに上記（1）～（5）のいずれかに該当する者のあるもの（第12条第1項第1号 チ）

上記（7）、（8）の規則で定める使用人とは、申請者の使用人で以下の代表者とする。（規則第4条の2）

ア 本店又は支店（主たる事務所又は従たる事務所）

イ 繙続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（9）暴力団員等がその事業活動を支配する者（第12条第1項第1号 リ）

暴力団員等がその事業活動を支配する者とは、典型的には暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者をいい、その他にも例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものも含まれる。

具体的には、次に例示するような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものとする。

ア 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員等であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。

イ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること、売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結していること。

2 適合基準（条例第12条第1項第2号～第10号）

条例第11条第1項の規定による申請が以下の（1）から（6）に適合していること。

（1）特定事業に係る土地所有者等の同意に関すること（第12条第1項第2号）

当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、条例第11条第1項第1号から第10号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない（規則で定める同意書を申請書に添付すること。）。

また、当該申請に係る特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者（土地の所有者を除き、地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者）の同意も得なければならない。

許可申請をしようとする者は、あらかじめ、土地所有者等の同意が必要である。

あらかじめとは、許可の申請をする日付よりも前の日付をいう。

ただし、許可申請後に、土地所有者等に変更があった場合、速やかに、新しい土地所有者等の同意書を提出すること（登記事項証明書を添付）。

（2）特定事業の期間に関すること（第12条第1項第3号）

特定事業施工計画書（規則第4条第2項第17号）において、事業期間が3年以内であること。

関係法令の許可等を要する場合は、当該法令の許可申請等に要する期間を特定事業施工計画書に記載すること。

なお、条例第21条第3項に規定する特定事業完了届（規則第15条第3項）の提出後、県が現地確認等により、許可の内容に適合していることの確認を行うことに留意すること。

（3）現場事務所の設置、現場責任者の選任に関すること

（第12条第1項第4号）

現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置くこと。

現場事務所とは、特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事又は地域振興事務所長に提出した書類及び図面の写し並びに条例第16条に規定する土砂等管理台帳、搬入に係る伝票等を適切に保管できる施設であること。

例：適切に書類を保管及び縦覧できる仮設構造物。

プレハブ、ユニットハウス、

車内に机や収納棚などが設置されたオフィスカー

現場責任者は、作業中の時間にあっては特定事業場に常駐できる者を選任すること。

例：適正な施工を確保するための必要な技術力・経験を有する

建設業法（土工）または技術士法における有資格者※

申請された事業規模と同規模の施工経験を有する者

※建設機械施工管理技士、土木施工管理技士、

技術士（建設、農業、森林）

（4）特定事業区域の表土に関すること（第12条第1項第5号）

当該区域内の表土が安全基準に適合していること。

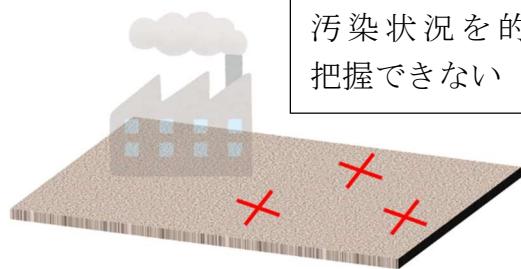
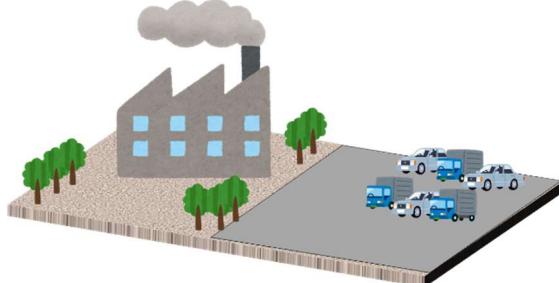
表土とは、地表面から30cmよりも浅い深度に位置する土砂等をいう。

表土の地質検査は、規則第4条第7項第1号で定める特定事業区域の面積に応じた数以上の区域に等分し、試料とする土砂等の採取は、土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められた場所において行うこと。

採取された試料は、規則第2条別表第1で定める測定方法により、基準値を満たす必要がある。

土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められた場所の考え方は以下のとおり。

化学工場跡地の土砂等の地質調査の場合

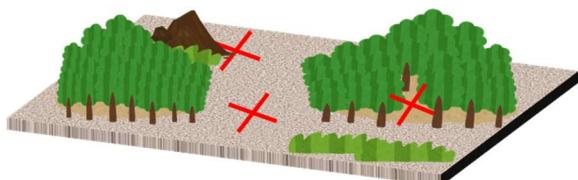
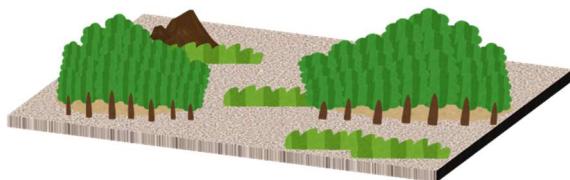


汚染状況を的確に把握できない

✗ 試料採取箇所（中央地点及び中央地点から 5 m から 10 m までの 4 地点）

化学工場の駐車場があつた場所のみ地質調査をしており、土砂等の汚染の状況を的確に把握すると認めることができない。

長年、使用していない土地の場合



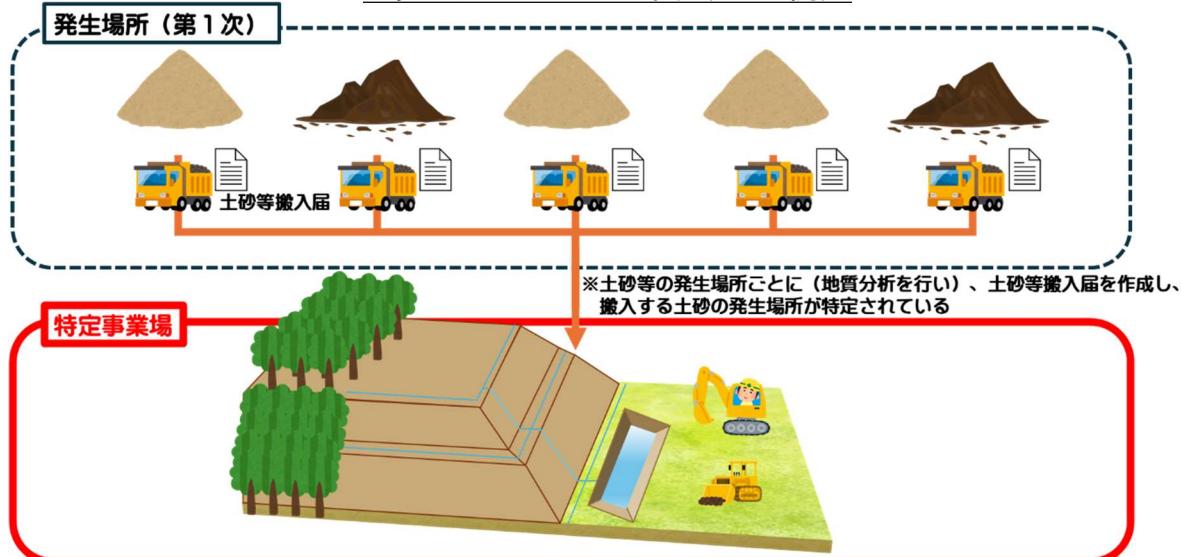
長年、使用していない土地については、その地表面や草木を一部伐採した地表面の地質調査を行い、安全基準に適合していることを確認する。

(5) 搬入する土砂等に関すること (第 12 条第 1 項第 7 号、第 8 号)

搬入する土砂等については、条例第 11 条第 1 項第 8 号に規定する搬入計画における特定事業に使用される土砂等の発生場所、時期、搬入量及び発生元責任者が特定されていること。

許可を受けた日から 6 月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること（関係法令の許認可等を要する場合、当該法令の許認可等を取得後に土砂等の埋立て等に着手する計画であること。）。

※発生元のイメージ図 (OKの例)



※発生元のイメージ図 (NGの例)



※特定事業場へ搬入する予定の土砂等が上記図の発生場所(第2次)の場合、
土砂等が発生場所(第1次)から搬入された土砂等が区別できないため、不可

(6) 特定事業に使用された土砂等の崩落等に関すること

(第12条第1項第6号、第9号、第10号)

特定事業の施工中及び特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして、次に掲げる構造上の基準に適合し、必要な措置が図られていることについて、添付書類及び図面により、確認できること。

ただし、当該申請が条例第12条第3項の規則で定める法令等に基づく許認可等（宅地造成及び特定盛土等規制法、森林法等）を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、当該規定（第6・10号）は、適用しない。

- ア 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換え、その他の措置（地盤改良等）が講じられていること。
- イ 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- ウ 埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除く。以下同じ。）の勾配は、規則第5条第1項別表第2の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。
- エ 擁壁を用いる場合にあっては当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条から第12条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第14条の規定にそれぞれ適合すること。
- オ 埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- カ 特定事業の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。

- キ のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- ク 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

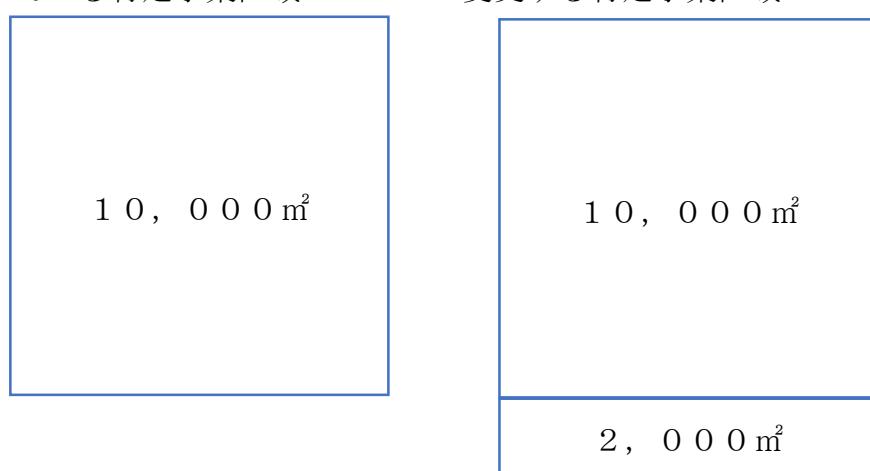
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置（排水経路図を示し、排水を測定する施設を設置すること等）が図られていることについて、添付書類及び図面により、確認できること。

第3 特定事業変更許可申請の審査基準

条例第13条第1項の規定による特定事業の変更許可の申請に係る審査基準は、上記第2の基準を準用する（ただし、第2の2（2）～（5）を除く。）ほか、以下のとおりとする。

- 1 特定事業の期間を変更する場合は、特定事業の当初許可が満了する日から起算して1年を超えていないこと。
- 2 特定事業区域の面積を変更する場合、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当初許可されている特定事業区域の面積の10分の2を超えていないこと。

許可されている特定事業区域 ⇒ 變更する特定事業区域



$$10, 000 \text{ m}^2 \times 2 / 10 = 2, 000 \text{ m}^2 \text{ 以内}$$

参考 変更許可申請の対象（条例第13条第1項）

条例第11条第1項各号に掲げる事項の変更

- ・特定事業区域の位置及び面積

（第13条第1項 第11条第1項第2号）

- ・現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

【現場事務所の位置の変更は変更許可の対象外・届出の対象】

（第13条第1項 第11条第1項第3号）

- ・特定事業区域の表土の地質の状況

（第13条第1項 第11条第1項第4号）

- ・特定事業に使用される土砂等の量

【土砂等の量を減少させる変更は変更許可の対象外・届出の対象】

（第13条第1項 第11条第1項第5号）

- ・特定事業の期間

（第13条第1項 第11条第1項第6号）

- ・特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

（第13条第1項 第11条第1項第7号）

- ・特定事業場が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置

【排水を測定する施設の位置の変更は変更許可の対象外・届出の対象】

（第13条第1項 第11条第1項第9号）

- ・特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

【排水施設又は柵の機能を高める変更は変更許可の対象外・届出の対象】

（第13条第1項 第11条第1項第10号）

第4 特定事業譲受け許可申請の審査基準

条例第21条の3第1項の規定による特定事業の譲受け許可の申請に係る審査基準は、上記第2の1及び2（1）の基準を準用する。